

掛川市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和4年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称	所 在 地
掛川城管理運営共同体	掛川市亀の甲一丁目3番1号
株式会社これっしかどころ	掛川市南一丁目1番1号

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる書籍の売払代金

- (1) 掛川城の歴史と文化財
- (2) 複製画 地震損所之覚図
- (3) 複製画 遠江千六十三村図
- (4) 複製画 御天守台石垣芝土手崩所絵図
- (5) 掛川城のすべて

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで